

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和5年2月21日（火曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前10時47分 散会

付託事件

- (1) 令和3年陳情第3号, 令和4年陳情第7号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- ② 令和4年陳情第7号 補助金返還の陳情

(2) 報告事項

(第1回定例会提出予定案件)

- ① 水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて (障害福祉課)
- ② 水戸市児童福祉施設基準に関することについて (子育て支援課・幼児保育課)
- ③ 水戸市認定こども園の認定要件に関することについて (幼児保育課)
- ④ 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関することについて (幼児保育課)
- ⑤ 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて (幼児保育課)
- ⑥ 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて (幼児保育課)
- ⑦ 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて (こども政策課)
- ⑧ 水戸市動物愛護基金に関することについて (保健衛生課)
- ⑨ 水戸市国民健康保険に関することについて (国保年金課)
- ⑩ 水戸市立博物館に関することについて (歴史文化財課)

(3) その他

2 出席委員（6名）

委員長	袴塚孝雄君	副委員長	森正慶君
委員	萩谷慎一君	委員	土田記代美君
委員	黒木勇君	委員	田口米蔵君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
福祉部長兼福祉事務所長	横須賀好洋君	福祉部副部長兼福祉事務所副所長(福祉総務課長事務取扱)	田中誠一君
福祉部福祉事務所参事兼福祉指導課長	大久保克哉君	生活福祉課長	櫻井学君
障害福祉課長	平澤健一君	高齢福祉課長	小林かおり君
介護保険課長	高橋慎一君		
こども部長兼福祉事務所担当所長	柴崎佳子君	こども部福祉事務所参事兼子育て支援課長	野口奈津子君
こども政策課長	深谷貴美君	幼児保育課長	松本崇君
保健医療部長	大曾根明子君	保健医療部副部長	小林秀一郎君
保健所長	土井幹雄君	保健医療部保健所参事兼保健総務課長	三宅陽子君
保健医療部保健所技監兼保健衛生課長	前田亨君	地域保健課長	堀江博之君
保健予防課長	大冨要之君	国保年金課長	関根豊君
教育長	志田晴美君	教育部長	三宅修君
教育委員会事務局教育部参事	鴨志田泰君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	菊池浩康君
教育委員会事務局教育部参事兼学校保健給食課長	小川佐栄子君	教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長	小川邦明君
総合教育研究所長	春原孝政君	学校管理課長	細谷康之君
学校施設課長	和田英嗣君	生涯学習課長	湯澤康一君
中央図書館長	林栄一君	教育研究課長	野澤昌永君

6 事務局職員出席者

議事課長	大嶋実君	書記	檜原和則君
------	------	----	-------

午前10時 0分 開議

○袴塚委員長 それでは、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日、傍聴人、カメラはございません。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

(1)の令和3年陳情第3号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情を議題といたします。

本陳情につきましては、何か御意見等がございましたら。

はい、どうぞ。

○土田委員 こちらの陳情につきましては、中身をよく見せていただきまして、書いてあるとおりでなという思いを持っています。特に医療体制の確保、この間のコロナの中で、また保健所とかの大変な思いをした中で今後の備えということもあるし、国民の健康を守るためには必要なことばかりなので、私は賛同します。ぜひ採択していただきたいと思います。

○袴塚委員長 ほかにございますか。

黒木委員、どうぞ。

○黒木委員 この陳情に関しましては、まだちょっと審議が足りない状況が続いていましたので継続ということ。

○袴塚委員長 ただいま、継続審査というような声がございましたので、令和3年陳情第3号につきましては、継続審査とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、御異議なしと認め、以上で令和3年陳情第3号についての審査を終わります。

次に、(2)の令和4年陳情第7号 補助金返還の陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして御意見等がございましたら発言をお願いします。

黒木委員。

○黒木委員 この陳情につきまして、継続でお願いしたいと思います。

○袴塚委員長 ただいま、令和4年陳情第7号につきましては、継続審査との声がございましたが、継続審査でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 御異議なしと認め、継続審査とさせていただきます。

以上で令和4年陳情第7号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにした陳情につきましては、当委員会より議長に対しまして閉会中継続審査の申出を行うこととなりますので、御了承をお願いします。

以上で陳情審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告は10件でございますが、いずれも第1回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うのにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので御了承いたします。

それでは、初めに(1)の水戸市指定通所支援事業等基準に関することについて、執行部から説明を願います。

平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 それでは、水戸市指定通所支援事業等基準に関することにつきまして、障害福祉課提出資料で御説明をいたします。

初めに、資料2ページを御覧いただきたいと存じます。

参考の表に、この規定における指定通所支援事業等に係るサービスの種類及び内容を記載しております。お目通しをお願いいたします。

1ページにお戻りいただきまして、1の改正理由でございますが、国におきましては児童福祉法等の一部を改正する法律が令和4年通常国会で決成立いたしました。その法律に基づき、児童福祉施設等の運営に関する基準について国が定める基準に従い、本市が規定で定める事項として児童の安全の確保に関するものを追加いたしました。

また、令和4年9月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという痛ましい事件が発生しており、バス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加えた省令改正が行われました。

これらにより、国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきものについて基準省令のとおり規定するものでございます。

表に従い、項目ごとに御説明を申し上げます。

初めに、従業者の員数でございますが、対象となるサービスは指定児童発達支援、基準該当児童発達支援及び指定医療型児童発達支援でございます。

改正の内容は、保育所等に入所する児童と指定発達支援事業所等に通所する障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児を直接支援する従業者を保育所等に入所する児童への保育にあわせて従事させることができるとするものでございます。

次に、安全計画の策定等でございますが、対象となるサービスは指定通所支援事業全般でございます。

改正の内容は、指定児童発達支援事業所等における障害児の安全の確保に関する計画を策定し、従業者等に周知するとともに、従業者に対する研修及び訓練の実施等の措置を講ずるものとするものでございます。1年間の経過措置を設けております。

次に、自動車を運行する場合の所在の確認でございます。対象となるサービスは指定通所支援事業全般でございます。

改正の内容は、指定児童発達支援事業者等が事業所外の活動等のため自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等により障害児の所在を確認するものとするものでございます。

同項目 2 段目の対象となるサービスは、指定通所支援事業全般から指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を除いたものとなります。

改正の内容は、指定児童発達支援事業者等が障害児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、自動車にブザー等の装置を備え、降車の確認をするものとするものでございます。

ページを返していただきまして 2 ページをお願いいたします。

この項目につきましても、1 年間の経過措置を設けております。

次に、懲戒に係る権限の濫用禁止でございますが、対象となるサービスは指定児童発達支援、共生型児童発達支援及び指定医療型児童発達支援でございます。

改正の内容といたしましては、親権者の懲戒権に係る規定である民法第 8 2 2 条の削除に伴い、指定児童発達支援事業者等の管理者が親権を行う場合に有する懲戒権の行使に係る規定を削除するものでございます。

3 の施行期日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日でございます。ただし、懲戒権の行使に係る規定の削除につきましては公布の日からとするものでございます。

3 ページから 7 ページに新旧対照表を、9 ページに参照条文を載せてございますので、後ほど御参照をお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、(2)の水戸市児童福祉施設基準に関することについて、執行部から説明を願いたいと思います。

野口参事兼子育て支援課長。

○野口子ども部福祉事務所参事兼子育て支援課長 それでは続きまして、水戸市児童福祉施設基準に関することについて御説明させていただきます。

子育て支援課、幼児保育課提出の資料を御覧ください。

1 の改正理由につきましては、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2 の主な改正内容につきましては、基準省令等に従い定めるべきもの及び基準省令等を参酌すべきものにつきまして当該省令等のとおり規定いたします。

説明につきましては、障害福祉課の説明内容と重複する内容がございますので、重複していないものについて御説明させていただきます。

まず 1 番目、安全計画の策定等及び 2 番目の自動車を運行する場合の所在の確認につきましては重複しておりますので省略させていただきます。

次の設備及び人員の共用につきましては、保育所が他の社会福祉施設に併設されている場合において、保育に支障がない場合は設備及び人員について共用可能といたします。

続きまして、懲戒に係る権限の濫用禁止につきましても重複しておりますので省略いたします。

保育所における看護師等の配置の特例につきましては、在籍乳児が 4 人以上の保育所において、1 人に限り看護師等を保育士として配置することができるとしていた特例を在籍乳児の人数にかかわらず適用することといたします。ただし、乳児が 4 人未満である保育所に看護師等を保育士として配置する場合には、子育て

てに係る知識と経験を有する看護師等を配置し、保育士の支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととするものでございます。

裏面を御覧ください。

(2)の基準省令を参酌して基準のとおり改正するものについて御説明いたします。

業務継続計画の策定等につきましては、感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、職員に対し必要な研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないとするものでございます。衛生管理等につきましては、職員に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施することに努めなければならないとするものでございます。

なお、それぞれの条文におきまして適用となる施設につきましては、米印1で記載してあるものが母子生活支援施設及び保育所、米印2となっておりますものが助産施設、母子生活支援施設及び保育所でございます。

(3)の水戸市児童福祉施設基準条例の規定を準用しております水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例におきまして、今回の改正にあわせて改正するものとしたしましては、懲戒に係る権限の濫用禁止、設備及び人員の共用、業務継続計画の策定等の3つの条文となっております。

3の施行期日につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止に係る改正規定につきましては公布の日、その他の改正規定につきましては令和5年4月1日でございます。

なお、3ページから7ページに新旧対照表、9ページに参照条文を記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、(3)の水戸市認定こども園の認定要件に関することについて、執行部から説明を願います。

松本幼児保育課長。

○松本幼児保育課長 続きまして、水戸市認定こども園の認定要件に関することについて御説明いたします。

幼児保育課提出の資料を御覧ください。

1の改正理由につきましては、国が定める就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設置及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改定内容でございますが、基準告示を参酌すべきものについて当該告示のとおり規定いたします。説明につきましては、これまでの説明資料と重複する内容でございますので省略させていただきます。

なお、適用となる施設につきましては、幼稚園型認定こども園でございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

2ページから4ページに新旧対照表、5ページに参照条文を記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 すみません、4番から6番まで、同じ松本課長のところなので、順次続けて説明を願っていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、そのようにしますのでよろしくをお願いします。

○松本幼児保育課長 続きまして、水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準に関することについて御説明いたします。

幼児保育課提出の資料を御覧ください。

1の改正理由でございますが、国が定める幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきものについて当該省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、これまでの説明資料と重複する内容がございますので、重複していないものについて御説明させていただきます。

幼保連携型認定こども園における看護師等の配置の特例につきましては、重複する内容でございますので省略させていただきます。看護師等を保育士として配置する場合における教育課程への従事の制限につきましては、1歳未満の子どもの数が4人未満である幼保連携型認定こども園に看護師等を保育士として配置する場合は、当該看護師等が補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならないとするものでございます。

なお、適用となる施設につきましては、幼保連携型認定こども園でございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日でございます。

2ページに新旧対照、3ページに参照条文を記載してございますので、お目通しください。

続きまして、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関することについて御説明いたします。

幼児保育課提出の資料を御覧ください。

1の改正理由でございますが、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものについて当該省令のとおり規定いたします。

説明につきましては、これまでの説明内容と重複する内容でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、適用となる施設につきましては、家庭的保育事業及び小規模保育事業でございます。

3の施行期日につきましては、懲戒に係る権限の濫用禁止に係る改正規定については公布の日、その他の改正規定については令和5年4月1日でございます。

3ページから6ページに新旧対照を記載してございますので、お目通しください。

続きまして、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関することについて御説明いたします。

幼児保育課提出の資料を御覧ください。

1の改正理由につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改定に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、基準府令に従い定めるべきものについて当該府令のとおり規定いたします。

説明につきましては、これまでの説明資料と重複する内容でございますので省略させていただきます。

なお、適用となる施設につきましては、幼保連携型認定こども園及び保育所でございます。

3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

2ページから3ページに新旧対照表を記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、7番の水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて、執行部から御説明を願います。

深谷こども政策課長。

○深谷こども政策課長 続きまして、水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に関することについて御説明いたします。

こども政策課提出の資料を御覧ください。

1の改正理由につきましては、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、項目1段目から4段目までにつきましては全て基準省令を参酌するものとし、当該省令のとおり規定いたします。

1段目の安全計画の策定等と、3段目の業務継続計画の策定等と、4段目の衛生管理等の改定の内容につきましては、子育て支援課、幼児保育課の資料と重複するものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

2段目の自動車を運行する場合の所在の確認につきましては、点呼等の方法により児童の所在を確認しなければならないこととするとした規定としております。

適用施設につきましては、放課後児童健全育成事業所でございます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日になります。

2ページから4ページに新旧対照表を記載してございますので、お目通しください。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、8番の水戸市動物愛護基金に関することについて、執行部から説明を願います。

前田技監兼保健衛生課長。

○前田保健医療部保健所技監兼保健衛生課長 それでは、水戸市動物愛護基金に関することにつきまして、保健衛生課提出の資料により御説明いたします。

初めに、1の制定理由でございますが、昨年、令和4年7月1日から動物愛護推進のための寄附金を募集

したところ、多額の寄附が集まっております。また、今後も寄附金の募集を通じた啓発活動によりまして、継続して寄附が見込まれております。このような状況を踏まえまして、動物愛護及び管理に関する事業の推進を図るための寄附金を財源としました水戸市動物愛護基金を地方自治法第241条第1項の規定に基づきまして設置するものでございます。

次に、2の主な制定内容でございます。

第2条におきましては、動物愛護の推進を目的とした寄附金を基金に積み立てることを規定しております。第3条におきましては、基金に属する現金の管理方法を規定しております。第6条におきましては、基金の処分について規定しております。

3の施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

次ページに条文の案文を添付しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、(9)の水戸市国民健康保険に関することについて、執行部から御説明を願います。

関根国保年金課長。

○関根国保年金課長 それでは、水戸市国民健康保険に関することにつきまして、保健医療部国保年金課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由でございますが、健康保険法施行令で定める健康保険法に基づく出産育児一時金の額の改正に準じまして、本市の国民健康保険における出産育児一時金の額を改正するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、出産育児一時金の支給額につきまして40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。

参考といたしまして、下段に改正前と改正後の出産育児一時金の支給総額につきまして記載してございます。産科医療補償制度に加入する医療機関等におきまして、被保険者が出産した場合、出産育児一時金に産科医療補償制度掛金分を加算して支給しております。このたび、出産育児一時金の額が40万8,000円から48万8,000円に引き上げられることになり、加算分を含めた支給総額は42万円から50万円となるものでございます。

3の施行期日等でございますが、令和5年4月1日でございます。

なお、施行期日前に出産した被保険者にかかる出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものとするものです。

2ページには新旧対照表を、3ページには参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 ありがとうございます。

次に、(10)の水戸市立博物館に関することについて、執行部から御説明を願います。

小川参事兼歴史文化財課長。

○小川教育委員会事務局教育部参事兼歴史文化財課長 水戸市立博物館に関することについて、教育部歴史

文化財課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、博物館法の改正に伴い、関係規定の整備を行うものです。

2の主な改正内容につきましては、条例の根拠の改正でありまして、次ページの新旧対照表で御説明いたします。2ページをお開き願います。

条例第1条の趣旨において、現行では設置及び管理について、「博物館法第18条の規定に基づき」としてありますが、博物館法の改正により設置等に関する条文の第18条が削られることから、公の施設の設置を規定しております「地方自治法第244条の2第1項」に改めるものでございます。また、条例第6条につきましては、博物館協議会について定めております博物館法第20条が条数がずれまして第23条第1項になることからあわせて改めるものでございます。

1ページにお戻りいただきます。

3の施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものです。

3ページには参照条文を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○袴塚委員長 以上で第1回定例会提出予定案件についての説明を終了いたします。

この際、委員の皆様方から何か資料等の請求でもございましたらば御発言を願いたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、ないようですので、今回資料請求はございません。

次に、その他に入らせていただきます。

委員の皆さんより何かその他で。最終委員会ですから。

はい、どうぞ、黒木委員。

○黒木委員 小中学校の卒業式、入学式のシーズンに入ってきました。その間、報道等でも卒業式、入学式のマスクの着用について水戸市の教育委員会としてはどのような取扱いをされるのかということと、また校歌は声を出さないということで今までやってきましたが、その取扱いについてどのように行うのか、お伺いしたい。

○袴塚委員長 春原教育総合研究所所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの黒木委員の御質問にお答えいたします。

黒木委員のほうから御説明がありましたように、卒業式、そして入学式の時期となりました。卒業式は特に子どもたちにとっても学びの集大成でありますし、学校にとっても最大の学校行事だと考えております。マスクの着用等につきましても、国のほうから卒業式等に関する特別な対応ということで通知がなされまして、各学校のほうにも周知をさせていただいたところがございます。各学校におきましては、子どもたちの思い出に残る卒業式となるようマスクの着用等について適切な対応をしていただくように指導をさせていただいたところです。

○袴塚委員長 国からの通知はどのような通知が来たんですか。

○春原総合教育研究所長 基本的な考え方としまして、児童、生徒及び教職員につきましては、入退場、式

辞、祝辞等、卒業証書授与、送辞、答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すというのが基本的な考え方となっております。

○袴塚委員長 外しちゃうのが基本なの。

○春原総合教育研究所長 はい。

しかしながら、当然見えない不安等を抱えているお子さん、保護者の方もいらっしゃると思いますので、あくまでもマスクの着用につきましては基本はそのような形で示されておりますが、個人の考えを最優先にさせていただくということで各学校で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○袴塚委員長 教育委員会としては通達はもうしたの。

○春原総合教育研究所長 はい。通知させていただきました。

○袴塚委員長 マスクは自由だけれども、マスクするしないは個人の判断でやってくださいというような状況ですか。

○春原総合教育研究所長 はい。

保護者の方につきましてはマスクをしていただくということになっております。

○袴塚委員長 生徒だけね。

○春原総合教育研究所長 はい。児童、教職員につきましてはということです。

○袴塚委員長 今、答弁になっていきますでしょうか。

○黒木委員 校歌は。

○春原総合教育研究所長 校歌の部分につきましても、多くの学校でぜひ歌を歌わせてあげたいというような思いは持っておりますので、その部分につきましては先ほどもお話しさせていただいたんですが、子どもたちの、そして保護者の方も不安等がありますので、マスクは外さないという方が出てくるかと思うんですけども、多くの学校ではできる限り歌は歌わせてあげたいというようなことで進めていただいているものと思います。

○袴塚委員長 これは教育委員会としての方針はどうか。各学校の判断に任せているの、それともどういうふうなことでやっているの。

○春原総合教育研究所長 通知の中では、国歌、校歌等の斉唱や合唱を行うときや複数の児童、生徒によるいわゆる呼びかけを実施するときはマスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。なお、呼びかけのときに歌を歌う場合も同様ですということで基本的な考え方として学校のほうに示させていただいております。

○袴塚委員長 じゃ、マスクをして歌うということね。教育委員会の公式見解は、マスクをするしないは個人の自由だけれども、歌を歌ったり呼びかけをするときにはマスクをすることを前提としてやってもいいよという、それが教育委員会の基本的な方針。

○春原総合教育研究所長 はい、基本的な考え方となります。

○袴塚委員長 ということだそうです。

黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

新型コロナワクチンの接種状況についてお伺いしたいんですが、かなり感染状況は落ち着いて感染者が少なくなってきたという報道は受けているんですが、今、水戸市における接種の場所と、あと接種率というんですか、接種者の現状をお伺いしたいんですが。

○袴塚委員長 大図課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今現在、オミクロン株ワクチン、こちらの接種のほうを進めているわけですが、医療機関につきましては10か所の医療機関のほうで今接種を行っているという次第でございます。

オミクロン株ワクチンの接種率でございますが、2月17日現在でございますが、全体としまして対象者の57.4%が接種見込みということで、3月下旬時点接種見込みが57.4%、実際に接種済みが57.1%という状況でございます。

以上でございます。

○袴塚委員長 黒木委員。

○黒木委員 分かりました。

10の医療機関ということで、茨城県も水戸市も集団というのはもうやめているということよろしいですか。

○袴塚委員長 大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今、ワクチンの接種の需要は集団接種をやるほどではございませんので、茨城県とも集団接種会場というものは県内にはないというふうな状況でございます。

○袴塚委員長 いいですか。

○黒木委員 はい。

○袴塚委員長 ほかに。

田口委員。

○田口委員 今、黒木委員のほうからありましたけれども、再度確認したい。

学校の卒業式、入学式という参加に関しては、前の委員会でもそうでしたけれども、まだ正式に方向性が決まっていないというふうなことで、学校側ではそれぞれの学校、恐らく市全体の卒業式も統一しているかとは思いますが、来賓は御遠慮いただく。それで保護者と生徒のみで行う。その件が今回の国の方針がある程度出たということを踏まえて変わりましたよね。それは、全小中学校で統一ですか。

○袴塚委員長 鴨志田教育部参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

国からの通知において、来賓や保護者等はマスクを着用するとともに座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数の制限は不要と明示されました。その通知により卒業式が有する教育的意味を鑑み、実施に当たっての基本的な方針が定められたことから、当市においては、コロナ禍以前と同様の卒業式を実施することは可能であると考えました。しかしながら、学校現場においては依然として見えないウイルスに対しての不安を持っている方々が少なくないことから、本来なら多くの方々をお呼びしたいところなんです

が、そこは来賓の方々の人数を制限して招待するということといたしました。そこで招待をする来賓の方々はずPTA会長、そして地区の代表者、小学校であれば自治会長、中学校であれば青少年育成会長、そして学校運営協議会の委員長さん、そしてコロナ禍以前に招待した議員の皆さんということで、そこを原則としてお招きするというので、学校との共通理解を図っています。

以上になります。

○袴塚委員長 田口委員。

○田口委員 それは市全体を通してそういうふうにしていくということですね。

再度確認したいんですけども、招待を受けて来られる方、あと保護者等は全員マスクをしていただくということですね。多分これからの案内にそれが書いてあるんだと思うんですけども、国においては、3月13日でしたっけ、マスク解除というか、方針が幾らか緩やかになりましたよね。それとは関係なく、行事に関しては一律マスクをしていただくというということでもよろしいんですか。

○袴塚委員長 鴨志田学校参事。

○鴨志田教育委員会事務局教育部参事 ただいまの御質問にお答えいたします。

国のほうから通知が、来賓や保護者等はマスクを着用するというふうに出されております。今回の卒業式に関してはということなんです、それに従って対応していきたいと思います。

○袴塚委員長 大丈夫ですか。

○田口委員 はい。そうすると、そういうことでやるということですね。

それと、あとまた再度確認で、卒業生、在校生ということ、児童、生徒たちは式典においては先ほどマスクをしていないというようなふうに関心は聞かれましたけれども、これでお互いに何かあだこうだということはないですか。一々そうやってきちんとできるんですか、それ。

○袴塚委員長 春原総合研究所所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

マスクの着用につきましては、今、基本的な考え方ということで各学校と共通理解を図らせていただきました。当然、これまで進めてきた内容と変更点等がありますので、保護者の方、それから子どもたちとも中間確認が必要だというふうに思います。ただいま御質問の中にもありましたように、混乱がある、不安がある、そういう中での卒業式とならないようにしっかり各学校で準備を進めているところです。

○袴塚委員長 大丈夫ですか。

○田口委員 はい。

○袴塚委員長 今の議員を呼ぶ、呼ばないという話ですが、学校によってはどうも対応が一元化されていないような気がするんです。それはどこの学校もお呼びするという形になるとすれば、御遠慮くださいという手紙をもらったままで、呼ぶよといわれているところもあれば検討中というところもあるようです。したがって、今、鴨志田参事がお話しされたような状況があるとすれば、再度周知徹底を図って、どの学校でも該当する方については出席要請をすると、こういうふうなことを再度周知徹底していただきたい。どうもニュアンスが違うような気がするのですが、すみません、よろしくお願いします。

それから、子どもがマスクをするしないというのが、逆に言うと、何らかの形で卒業式後に病気を発症し

たと、コロナが発症してしまったというようなときに、逆に言えばいじめにつながってしまうような要因があるかも分かりません。この辺についてもしっかりと学校の意思を十分父兄の皆様方にも伝えて、そして混乱がないようにやっていただかないと、せっかくの卒業式、ましてやマスクを外していかれる方、マスクをして参加する方、ばらばらだと思うんですね、こういう考え方ですから。だから、そういうときに何か不都合がないようにしっかりと学校現場で注意をしてやっていただければというふうに思うので、よろしく願います。

ほかにございますか、委員。大丈夫ですか。

土田委員。

○土田委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、子どもたちのことなんですけれども、この間、マスクをしてコロナ対策で大変だったかと思うんですけども、もともとぜんそくを持っている子どもたちがいて、どうしてもせきが出てしまうとコロナかなという感じで見られちゃうので、せきが出る日は自主的に学校に行けないような状況が起きているような話を聞いていまして、その辺、この子はぜんそくなんだよと、だから大丈夫みたいな、安心して登校できるような配慮とか体制とかというのは取られているのかと思うんですけども、どうなのかちょっと。

○袴塚委員長 春原教育総合研究所所長。

○春原総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えします。

お子さんによっては、今御質問の中にもありましたように、ぜんそくであるとか個人的に様々な状況を抱えていらっしゃるお子さんがいらっしゃると思います。今、御質問のようなケースであれば、保護者の方の了解をいただいた上で、周りの子どもたち、クラスの子どもたちであるとか、場合によっては学年の子どもたちであるとかに、こういうことでせきが出てしまうことがあるんだよというふうな説明を各学校でさせていただいているものと、あくまでも保護者の方、あとは本人がそれを周りの方に伝えていよという了解をいただいた上で、お子さんが楽しく学校生活を送れるというような方向で進めているところです。

○袴塚委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

子どもでぜんそくの子は結構いると思うので、それが学校に行きづらくなったりいじめにつながったりということがないように、しっかり対応していただきたいと思います。

○袴塚委員長 萩谷委員、大丈夫ですか。いいですか。

○萩谷委員 はい。

○袴塚委員長 じゃ、執行部からね。

大図保健予防課長。

○大図保健予防課長 大変申し訳ございません。

先ほど、ワクチンの接種会場数のほうを御説明させていただきましたが、私のほうで失念しておりまして、11か所ではなく10か所ということで訂正させていただきたいと思いますので、よろしく願います。申し訳ございませんでした。

○袴塚委員長 ほかに委員の皆さんからは大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 マスクについては、今ファッションになっちゃって、マスクしていないと誰だか分かんないなという笑い話のような話がテレビのインタビューなんかでもしている人がいるんでね、特にいろんな形でマスクを外す外さないはこれからも学校現場や社会でも論議を生むところだというふうに思います。しっかりとその辺についての指導をしていただいて、そしていじめ、不登校につながらないように。不登校がコロナウイルスの中でやっぱり増えているというようなことを踏まえると、やっぱりこういうマスクを外していよという時期も踏まえながら、不登校の解消とか、または不登校になっちゃっている子どもに対して教育的な立場から声かけをね、どうやって学校に呼び戻していくのかという、そういうことは大変重要なところだと思いますので、ぜひそういったところにも配慮してください。

それから、今日ではありませんけれども、我々、改選時期を迎えて恐らく4月には委員会がないと思うんです。それで、これから5月に向けて法改正があったりしてコロナに関する取扱いが変わっていくと思うんです。恐らくそれと同時に社会も大分変わっていくんだらうと思うんですが、その辺について2類から5類に変わった状況の中で、これまでも土井所長には何度も説明をいただいているところですけども、最終日で結構でございますので、ある程度の見通し、3月の恐らく20日ぐらいが最終委員会かなというふうに思いますんで、その頃までにちょっと情報をお集めいただいて、我々いろんな形で市民から聞かれたりということもあるかも分かりませんので、ぜひ御教示を願いたいとこのように思いますんで、すみません、前もってお願いをさせていただきたいというふうに思います。すみません、よろしくお祈いします。

ほかに委員の皆さんからないようでしたらこれで終わりますけれども、大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員長 それでは、ないようでございますので、その他についてを終わりにします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

お疲れさまでございました。

午前10時47分 散会